

「緊急小口資金【特例貸付】」を利用してもなお家計の状況が困難な方へ

総合支援資金(生活支援費)特例貸付のご案内

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

- 貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（生活保護受給世帯は対象となりません）
- 貸付限度額：単身世帯………月15万円以内
2人以上の世帯…月20万円以内
- 貸付期間：原則3か月以内
- 据置期間：最終貸付の日から1年以内
- 償還期間：据置期間終了後10年以内
- 貸付利子：無利子
- 保証人等：不要

更に制度や要件の詳細を知りたい方は、

特例貸付コールセンター(フリーダイヤル 0120-321760)へ

申込の手順1	申込書式の入手・作成	<ul style="list-style-type: none">●申込に当たっては、所定の書式への記入が必要です。●インターネットからPDFファイルをダウンロード・印刷できる方は、下記より書式を入手してください。 記入例・確認チェックリストもありますので、参照してください。 ①【参考】総合支援資金(生活支援費)特例貸付 借入申請書類一覧 ②総合支援資金(生活支援費)特例貸付 借入申込書 ③総合支援資金(生活支援費)特例貸付 借用書 ④収入の減少状況に関する申立書 ⑤【記入例】総合支援資金(生活支援費)特例貸付 借入申込書 ⑥【記入例】総合支援資金(生活支援費)特例貸付 借用書 ⑦【記入例】収入の減少状況に関する申立書 ⑧借入申請書類確認チェックリスト【郵送する前に必ず確認してください】 <ul style="list-style-type: none">●印刷ができない場合は、特例貸付コールセンター(フリーダイヤル 0120-321760)へお電話ください。書式一式を郵送いたします。
申込の手順2	必要書類の準備	<ul style="list-style-type: none">●申し込みの際は、上記の書式のほか、下記の書類が必要です。①借入申込者の身分証明書類のコピー<ul style="list-style-type: none">・身分証明書類…運転免許証、健康保険証、パスポート等 (借入申込者の現住所と一致していること)②世帯全員分の住民票の原本<ul style="list-style-type: none">・発行から3か月以内 ・マイナンバーの記載のないもの (借入申込者の現住所と一致していること)③貸付金を振り込む口座の通帳のコピー <u>《貸付金振込口座は、「北海道銀行」、「北洋銀行」または「ゆうちょ銀行」のいずれかの口座のみとなります》</u><ul style="list-style-type: none">・通帳は、金融機関名・支店・口座名義・口座番号が分かるページをコピーすること 通帳がない場合は、カードのコピーでも良いが、金融機関名・支店コード・口座名義・口座番号が読み取れるコピーであること(黒くつぶれないよう、コピー濃度を調節してください)・借入申込書に記入した「口座名義」「口座番号」と一致していること ※振込口座に指定できるのは、借入申込者氏名と同一名義の口座です

		<p>④住居確保給付金の支給申請書または支給決定書のコピー</p> <p>☆「住居確保給付金」とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づき、市や振興局が設置する「自立相談支援機関」が運用する給付金制度で、<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収・失業等した方の家賃の一部に当たる額を給付するものです。</u> 制度や要件の詳細は、下記へお問い合わせください。 札幌市在住の方…「札幌市生活就労支援センター ステップ」 https://www.career-bank.co.jp/job/other/project/toyohira.html ※現在、「ステップ」への問い合わせが非常に混みあっているため、できるだけ電話を避け、上記ホームページにある「お問い合わせフォーム」からのアクセスにご協力ください。 札幌市以外に在住の方…下記リンクの「自立相談支援機関一覧」を参照の上、お住いの市（町村の場合は所在する総合振興局・振興局）の自立相談支援機関にお問い合わせください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf <p>☆住居確保給付金を申請または支給決定している場合は、総合支援資金（生活支援費）特例貸付申込時に、その支給申請書（支給決定書）の写しの提出が必要です（その場合、「身分証明書類のコピー」「世帯全員分の住民票の原本」の提出が省略できます）。</p> <p>☆ただし、住居確保給付金を利用できるが自立相談支援機関の窓口処理がいっぱい申請できない場合は、住居確保給付金の申請を待たずに、総合支援資金（生活支援費）特例貸付を申し込んでかまいません。</p>
<p>申込の手順 3</p>	<p>提出書類の取りまとめ</p>	<p>●提出頂く書類は下記の通りですので、再度ご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 総合支援資金（生活支援費）特例貸付 借入申込書 総合支援資金（生活支援費）特例貸付 借用書 収入の減少状況に関する申立書 借入申込者の身分証明書類のコピー 世帯全員分の住民票の原本 貸付金を振り込む口座（北海道銀行、北洋銀行またはゆうちょ銀行）の通帳のコピー 【対象の方のみ】住居確保給付金の支給申請書または支給決定書のコピー ※⑦を提出する場合は、④と⑤の提出を省略できます 借入申請書類確認チェックリスト ※書類封入前に、「確認チェックリスト」でチェックを行い、同封してください。
<p>申込の手順 4</p>	<p>提出書類の送付</p>	<p>●取りまとめた書類は、お住いの市町村の社会福祉協議会へ郵送で提出してください。（札幌市内居住の方は、「札幌市社会福祉協議会」が提出先ですのでご注意ください。区の社会福祉協議会へ送付しないでください） 下記の一覧より住所を確認してください。 http://www.dosyakyo.or.jp/access/index.html#3</p>
<p>☆北海道社会福祉協議会に提出書類が到着後、概ね3週間～1か月で貸付決定・貸付金振込となります。また、別途「貸付決定通知」が郵送されます。 （書類に不備がある場合等は、より日数を要します。また、審査により貸付できない場合もあります）</p>		

☆現在、多くの貸付申請を頂いているため、事務処理に時間を要しております。

そのため、貸付決定通知の送付より前に貸付金が振り込まれる場合がありますが、ご容赦願います。

☆総合支援資金（生活支援費）特例貸付の手続きについては、感染拡大防止・窓口混雑回避のため、原則として郵送での対応としております。ご理解ご協力をお願いします。

☆「緊急小口資金【特例貸付】貸付」を利用していない方は、そちらの利用を先にご検討ください。

☆総合支援資金（生活支援費）特例貸付は、令和2年12月末まで受け付けます。